

西予市発注の工事請負契約に係る指名基準

平成 16 年 4 月 1 日
西予市告示第 582 号

入札所管課長は、競争に参加する者を指名しようとするときは、西予市建設工事請負業者選定要領（平成 16 年 4 月 西予市告示第 581 号）に基づくほか、下記に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定業者に偏しないようにしなければならない。

記

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 ([平成 23 年告示第 97 号](#))

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。